

※11月15日も報告内容は同様

## ■平成24年度決算審査報告について

決算特別委員会委員長（見付 宗弥）

### 1 各会計決算と決算特別委員会について

- 平成24年度決算審査報告について、まず各会計決算と決算特別委員会について話をさせていただく。函館市議会は2月、6月、9月、12月の年4回定例会を開催している。平成24年度決算は、平成24年4月から平成25年3月までの予算の執行について審査をしたもので、例年9月定例会で決算特別委員会が設置され、今年は9月18日から20日まで3日間に渡り、全15件について決算審査を行った。

こちらは(資料1頁)、少し字が小さいが、左手に満場一致で認定したものの、右手に賛成多数——要は反対した人がいたが認定したもの——と分けている。満場一致が11件、賛成多数が4件、合わせて全15件である。

「賛成多数で可決」の一番上に、決算第1号一般会計決算とあり、また左の「満場一致で可決」の一番上は、決算第2号港湾事業特別会計決算となっている。特定の収入を財源として事業を行うものを特別会計という。

それから独立採算を取っている企業会計、ここでいうと右の上から4つ目、交通事業会計——電車だが、そういうような形で3つに分かれている。

それでは次に「表1（資料2頁）」。最初に一般会計、特別会計の決算、字が小さくて数字が見えないかも知れないが、先月の市政はこだてに出ていた表をそのまま載せている。一般会計が一番上の1件、支出でいうと1,238億8243万円。それからその下が特別会計、全部で9件ある。一番金額が大きいのが、国民健康保険事業特別会計、特別会計の上から2番目、351億という支出になっている。ちなみに特別会計の一番上、港湾事業会計、これは今年GLAYのコンサートがあったが、緑の島の整備もこちらの会計で整備した。数字等はまた先月の市政はこだてをご覧いただければと思う。

それでは次に「表2（資料3頁）」。企業会計だが、病院会計や公共下水道会計など全部で5つの公営企業会計決算である。

こういう形の平成24年度会計決算の審査をさせていただいたところである。

## 2 審査の概要について

この審査、大変多岐に渡るので、決算特別委員会は3日間に分かれ、常任委員会の所管事務ごとに1日ずつ割り当てられており、初日が総務、続いて経済建設3日目が民生という順番で質疑が行われた。そして最終日には15件、決算全体の協議をし、認定するかしないか採決がとられる。先ほどあったとおり、全15件認定されている。

例えば初日9月18日は、総務の所管審査だが、6名の委員が全部で22項目についてさまざま質疑を行った。22項目にわたる質疑が行われ、各審査日ごと、総務、経済建設、民生の各審査日ごとに、それぞれ委員間で討議が行われ、各委員からそれぞれで項目を挙げていただき、これをどうするかと評価をしていただいた。

審査の内容、協議の内容についてお話したい。

特にスクリーンがなく、口頭で恐縮だがお聞きいただきたい。

初日は、総務常任委員会所管部分においては、地域活性化交付金、防災対策経費について、小学校費管理運営費について、学校給食費調理業務委託料について、図書館費について、市制施行90周年記念関係経費について、市債残高についてなど、といった項目が協議項目として挙げられ、その中で学校給食費調理業務委託料について、委員間で討議を行い、評価をまとめた。

その討議内容だが、平成24年度新規委託による効果については、小・中学校合わせ計4校を新規委託し、平均給与で換算した調理員の人件費など市の経費が概算で約9,900万円削減され、支出として発生する4校分の業務委託料が約5,300万円となり、その差である約4,600万円の効果額があったものと考えている。

委託化の評価については、委託化開始から10年目で委託による調理上は、21校となっているが、直営の調理業務と同質のサービスを効果的に提供できていると認識しており、今後もすべての調理員の労働環境、資質向上等に努めるとともに、委託企業に対しては、賃金等も含め労働条件の確保に努めていただきたいということが質疑等で明らかになった。

こういうことを受け、委員間でまず1点目として、新規委託による影響もなく、順調に給食業務は行われており評価できる。それから委託化による効果額の主な要因は、人件費の減だと考えられるが、その内容が賃金なのか従業員数なのかが定かではなく、賃金の低い方が増えているという懸念もある。我々としても業務委託を進める中で、賃金実態や人数配置、作業工程の違いなどをしっかり検証する必要があるというような意見が出た。

それから、子供たちによりよい給食を提供することが一番の課題であるから、その部分に影響のないよう、これからもしっかりと取り組んでいただきたい、という評価のまとめとした。

続いて9月19日は、経済建設常任委員会所管部分について協議を行った。その中で項目として各委員から挙げられたものは、起業化——業を起こす——促進費について、それからはこだてクリスマスファンタジー開催補助金について、新外環状道路整備促進関係経費について、24年度工事発注と建設業法第22条について、I J Uターン事業推進費について、雇用対策推進費について、企業誘致推進費について、といった項目が各委員からあげられた。

その中でI J Uターン事業推進費、雇用対策推進費、企業誘致推進費について委員間で討議を行った。函館は働く場所が少ないということで、市としても雇用の安定——働く先を増やすということ、対策について話し合いを行った。その中でI J Uターン事業の課題については、I J Uターン求職者——仕事を求める方——は、中期的な視点で考えている登録者も多く、能力や適正を生かすことができる職種や、希望する労働条件との温度差があるなど、今後、効果的なマッチングをどのように進めるかが大きな課題と認識している。

雇用対策推進費及び企業誘致推進費での雇用対策の効果については、ジョブカフェ・ジョブサロンはこだてにおける進路決定者は前年度より50名ふえ、197名となったほか、企業誘致や企業立地においては、過去3年間で市内企業18社の立地により143名、ここ数年間の市外からの企業3社の誘致により68名と、それぞれ雇用面での効果があったと、市としてもさまざまな対策をとって雇用面で効果があったということが質疑によって明らかになった。それを受け、委員間ではまず1点目としてI J Uターン事業は、ホームページ上だけではなく、求職者——仕事を求める方——と求人企業とが直接、顔をあわせるようなマッチングも行うなどもっと力をいれるべきである。

それから2点目として、雇用相談、雇用の確保、市外からの企業誘致など、市のさまざまな事業の取り組みにより新たな雇用を生み出していることは評価ができる。

3点目として、正規・非正規、短期・長期といった雇用の形態や、雇用のミスマッチは大きな問題であり、函館市として取り組める部分は、なかなか難しいものがあるが、ハローワークや北海道などの関係機関と、より連携を密にしながら対策に取り組んでいく必要があるとの評価のまとめをさせていただいた。

それから9月20日の民生常任委員会の所管部分においては、自殺予防対策推進費について、国民健康保険事業特別会計について、子宮頸がん予防ワクチンについて、環境保全費調査対策費についてといった項目があげられた。

その中で、国民健康保険事業特別会計について委員間で協議を行い評価をまとめた。

収納対策については、収納率を向上させることによって、滞納繰り越し額、不能欠損が減ることから、業務の強化に努めており、特に滞納繰り越し額の圧縮には差し押さえが有効であるため、平成23年度では年間90件であった差し押さえを、昨年度は222件実施している。国民健康保険料の収納率を上げるために差し押さえを実施し、それが昨年度は222件となったということである。

それから2点目として、保険料の滞納が続いている方には、催告書等を送付し、財産調査を実施しており、その時点で納付相談に来ていただければ、事情を聞き差し押さえすべきか判断しているが、催告に応じず、十分な支払い能力があると認められる場合には、差し押さえを執行している。それぞれ事情を聞いて、差し押さえすべきかどうか判断をしていると、一律にすぐ差し押さえするわけではないという答弁である。

そのような考え方を受け、委員間ではまず1点目として、滞納処分には、職員に一種の専門性が求められるが、債権回収対策室との連携により収納率の向上に取り組んでいることは努力として認められる。2点目として、保険料を支払う能力のある方からは、積極的に収納を進め、事情のある方に対しては、さまざまな手当てを取りながら対処することで、滞納を減らし、不能欠損にならないよう職員の一層の努力をお願いをしたい。3点目といたして、国民健康保険の制度自体にさまざまな問題点があるが、滞納をなくす、医療費の支出をおさえるなどの施策を、市としてしっかりと推進し、事業の持続可能性を高めていっていただきたいとのまとめをさせていただいた。

それから9月20日の最終日は、総務、経済建設、民生と決算全体について協議を行い、その中で、1点目としては、補助金や委託料の使い方には十分に気を使い、取り組んでいただきたい。2点目として、市制施行90周年の記念関係経費にかかわる表彰の対象、記念品といった分野のほか、新外環状道路整備の市民に対する説明の必要性について等の疑問が残ったが、全体を通しては、全て認定をしたいということで、最終日協議がなされ、決算15件全てが認定された。

なお、さまざまな質疑の内容、協議の内容については決算特別委員会記

録を今作成しており、年明けにはホームページ等の議事録にも載るので、ぜひご覧いただきたい。以上で平成24年度決算審査報告を終わる。

## ■常任委員会所管事務調査報告について

### 1 常任委員会と所管事務調査について

司会(道畑 克雄)

- 常任委員会と所管事務調査について少し説明をさせていただきたい。  
当市議会では行政の行う事務それぞれに対応する形で、総務・経済建設・民生という3つの常任委員会を設置をしており、議会が開かれているときだけではなく年間を通じて活動している。  
1人の議員が1つの常任委員会に所属をするという形で、各常任委員会10人ずつの構成となっている。  
この常任委員会の役割とすれば、一つは、本会議で提案された条例案とかの議案について審査を行い、委員会としての結論を出し、それを本会議に報告をするといった議案審査の役割。それからもう一つは、今ご報告をする所管事務調査がある。それぞれの委員会がテーマを決め、市の行う事務等について調査を行い、それを基に政策の立案、提言につなげていくという活動を行っている。

### 2 各常任委員会所管事務調査報告について

#### (1) 総務常任委員会

総務常任委員長(斉藤 明男)

- 総務常任委員会の所管事務調査で現在行っている調査は2点あり、合併建設計画について、もう一つは今後の公共施設のあり方について、以上2点が現在継続調査中である。  
まずは合併建設計画について説明したい。  
合併建設計画とは、平成16年4月に、函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会が作成したものである。  
計画の趣旨としては、合併後の新たなまちづくりの基本方針を定め、これを実現するための施策の展開としての基本計画、財政計画を策定することにより、合併後の速やかな一体化を推進し、住民福祉の向上と地域統制に応じた振興発展をはかろうとするものである。

計画の期間は、合併年度から平成26年度までとなっている。その中で特に優遇措置を受けているのが合併特例債で、合併建設計画に基づき実施する公共施設整備等に要する経費に対し、合併特例債を充当できると、このようになっている。充当率が95%——事業費の95%が対象になることになる。そのうち元利償還金の70%については、普通交付税の基準財政需要額に算入される。基準財政需要額、聞きなれない言葉だと思うが標準的な行政サービスを行う為に必要な経費と言われている。次に合併特例債の活用についてだが、当市の起債可能額約309億円に対し、現時点で活用が見込まれる活用想定額は、概算で約241億円となっている。これまで消防庁舎の整備や箱館奉行所の復元整備などに活用されている。この合併特例債の起債可能期間がこのたび延長になっている。東日本大震災発生後の合併市町村の実情に鑑み、合併特例債を起すことができる期間が延長され、合併年度に続く当初は10年度——函館市は26年度まで——となっていたが、15年度までとなり、函館市は平成31年度まで活用できると変わったところである。

そこで合併建設計画の変更手続きが必要になってくるわけで、計画変更には議会の議決を経ることが必要になってくる。

計画変更に関する市の考え方だが、起債の根拠である合併建設計画の計画期間を5年間延長し、財源の有効活用を図りながら、計画に掲げる主要施策を着実に推進し、住民福祉の向上と地域特性に応じた振興発展を図っていくこととしている。

そこで委員会の調査としては、合併建設計画の進捗状況や合併特例債の活用状況等について調査を行い、委員会として、合併建設計画の今後のあり方について一定の考えを取りまとめることにしている。

2つ目の今後の公共施設のあり方について、まず函館市を取り巻く状況としては、一つが少子化の進行等による人口減少の問題、特に平成22年約27万9,000人が、国立社会保障・人口問題研究所による推計として将来、平成47年には約19万2,000人になると推計されている。また、施設維持に要する多大な財政負担の問題がある。公共施設の維持には、維持管理経費や更新経費が必要で、それに応じて本市の財政を圧迫することになる。また、社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化、高度化がある。そこで平成25年6月に「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」が策定された。

こういった状況を踏まえ、公共施設の適正な数、適正な規模、適正な機能に変化させていく必要があり、今後の公共施設のあり方を決定していくにあたっての基本的な方向性が示された。

基本方針の考え方であるが、今後の人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建て替えのための更新費用等の削減に取り組んでいく。2点目は、市民ニーズや社会経済情勢の変化を見通し、災害時への対応にかかわる防災の視点や新函館市総合計画および函館市都市計画マスタープランで示しているコンパクトなまちづくりの視点などを考慮しつつ、取り組みを進めていく。3点目は、こうした考え方を踏まえ、取り組みの3つの柱を設定した上で、各施設ごとに今後の基本的な方向性を検討していく、ということである。取り組みの3つの柱は、1つは施設機能の最適化——設置意義の検討、機能の必要性の検討する。2つ目は施設数の適正化——施設処分の検討を行う。3点目は、管理運営方法の最適化——効率的な管理運営方法を検討する、このようになっている。次に、施設の評価であるが、取り組みの3つの柱に基づく検討により、施設を7区分に評価する。1つは総合的な視点での検討を要する施設。それから売却する施設、転用する施設、民営化する施設、指定管理者制度の導入をする施設、統廃合または複合化する施設、管理運営の効率化をする施設、以上7区分に評価することになっている。施設評価後の進め方としては、各施設ごとの今後の基本的な方向性を踏まえ、売却や延命化等に向けた検討を進めていく。検討を進める際は、総合計画の実施計画や個別計画等に位置づけるなど計画的に進めるほか、必要に応じてパブリックコメント等の市民コンセンサスを得るための諸手続きなどを実施する。

そこで議会のかかわりであるが、将来的な施設の統廃合や指定管理者制度の導入にあたっては、議会の議決を経る必要がある。そこで当委員会としては、10月29日から10月31日まで行政調査を実施したところで、1つには神奈川県のア野市、特にこのア野市は、公共施設の更新問題に対応するため「公共施設白書」や「公共施設再配置計画」を策定するなど、公共施設の再配置への取り組みについて先進的に進めている市である。次に静岡県浜松市の調査であるが、平成17年に3市8町1村の12市町村が合併した市で、資産保有の適正化をはかるために、「資産経営推進方針」や「公共施設再配置計画」を策定するなど、施設の適正化や廃止計画といった各般の取り組みを先進的に進めているところである。委員会の調査であるが、市の現状把握や先進地の取り組み状況等について調査を行い、委員会として、今後の公共施設のあり方について一定の考え方をとりまとめることになっている。以上が総務常任委員会の現在行っている所管事務調査についての報告である。

## (2) 経済建設常任委員会

### 経済建設常任委員長（工藤 篤）

- 街の顔としての函館駅前通のにぎわいづくりについて報告させていただく。現在函館市は、新たに作成した中心市街地活性化基本計画に基づきさまざまな施策に取り組んでいる。その中でも老朽化したアーケード問題など函館駅前通りのあり方については、喫緊の課題となっていることから、委員会では、市の現状把握や先進地の調査を行い、一定の考え方を取りまとめることを目的として、当市の現状や今後の方針のほか、宮崎県宮崎市、東京都台東区の取り組み状況について調査を実施した。今後は、当市にける課題、問題点等の分析を行い、今後の推進方策等について委員会の調査結果としてとりまとめを行う予定となっている。

函館駅前通の現状について、写真でお示しするまでもなく皆様ご承知だと思うが、まず現状を見ていただければと思う。これ（資料1頁）は函館駅から松風町——海のほうに向かって見ているもの、次（資料2頁）は棒二デパートを昔のさいかデパートのほうから——今パチンコ屋ですが見たものである。次（資料3頁）は逆サイドから見たもの。次（資料4頁）は、電車が通っている。これらの現状に対して、今後中心市街地活性化基本計画を定めた中で、どうしていくかというところで次（資料5頁）ですが、これは少し細かいですが向かって左側のほうが函館駅である。アーケードを撤去した中で、レンガ舗装、電信柱の地中化を今考えている。次（資料6頁）これも駅のほうからみたもので、右側の一番下、電線類の地中化、レンガの舗装、それから新しい大門のゲートとなる照明を2基、それから季節感のある落葉樹、イタリアポプラなど、そして明るくする、光源の見える照明、今これイラストで、決定したわけではないが、このようなことを考えている。次（資料7頁）、これはグリーンプラザから描いている。次（資料8頁）、これはアーケードをとったあとに歩道を例えばレンガ舗装をする形を考えている。次（資料9頁）、これはゲートとなる照明柱。次（資料10頁）、照明柱と架線の状況をイラストにしている。

それで、10月20日過ぎに宮崎市と台東区——浅草のあるところ、そこを視察してきた。函館市と同じような状況、アーケードの撤去の経験を持っているところを選んで勉強させてもらった。

宮崎市では、駅前商店街整備事業ということで、宮崎駅前商店街は、歩行者通行量の減少や空き店舗、空き地の増加など厳しい経営環境に加え、既存のアーケードが非常に古くなってしまい、この維持だけでもお金がかかるということ、それからアーケードに面した部分が、店舗だけではなく

駐車場になった空き地もあり、そこから逆にアーケード内に吹き込んだ雨によって通路等が濡れ、滑りやすく危険であるというような課題を抱えていたというのが背景にあった。これらの課題に対して、電線類の地中化、カラー舗装等都市空間として魅力あるものにしていくということ、ひいては回遊性の向上、にぎわい創出につなげていくということ、事業目的として掲げてきたということである。歩いて暮らせる空間を創出する、来街者のだれもが、安全かつ快適に移動できる歩行者空間をつくることを考えたということである。

事業の概要としては、平成18年度に既存のアーケードを撤去する作業、並行して電線類の地中化をはじめ、カラー舗装、緑化に着手をし、並行してそれぞれの商店によるオーニングテント——店の前から日よけのテントを張るもの——を設置したとのことである。加えて街路灯を整備し、固定式のベンチや防犯カメラ、防火用散水栓の設置を図ったということで、明るい雰囲気になったとか、安全性が確保され、街なか居住環境が向上したということである。また通りの協力いただける店舗の前にテーブル、椅子、パラソルを設置し、まちを訪れるどなたにも利用できるようにしたということで、お店から買ってきたものをそこで座って食べたり、さらに待ち合わせだったり、買い物袋をさげているおばあちゃんが仕分けをしたり、携帯電話を座ってかける、疲れた子どもの休憩所だとか、いろいろな使い方が見受けられたということで、そのことによってとても雰囲気が良くなったとか、通りが明るくなったような気がするという肯定的な意見があったとのことである。通常は歩いて通り過ぎるわけだが、こういう場所があって足が止まると、そこに座って周りを見渡すので、そうなるディスプレイやお店の中を見たり、お店に来てもらうチャンスにもなるという声もいただいております、評価の高い取り組みになっているということである。概略としてこのようなお話をいただき、質疑が行われたので、それを若干紹介したいと思います。

私どもの委員からアーケードの撤去は、商店街の賛同を得てのことだと思いが賛成・反対はどうだったのかということに対し、撤去は商店街が判断したこと、維持経費の負担が何千万もかかるので、空き店舗があったり、駐車場になっていると負担する店舗が少なくなって負担が大きくなったという側面が大きかった。市民は雨や強い日差しのあるときは他の通りのアーケードや緑の木陰があるところに当然流れていくこともあるが、いろいろ賛否はあったかもしれないが商店街が決意をしたと言っていた。

それを受けて私どもからさらに函館も商店街から撤去の話があるが、必ずしも全員が賛成ではなく、一部あってもいいとの声もある。市では撤去

の計画になっているが、雨や雪のときとりわけ、除雪作業の問題が新たに生じるし、観光客がたくさんいらしたときには、雨宿りの場所もなくなる。商店街に人通りを多くしたい時に、雨よけがなくなっているのかという想いも実際あるんだと。

それと撤去した後、店舗がでこぼこで統一感がなくなってしまうと、美観的に損なうことになりはしないかという心配があるが、撤去後の化粧直しは各自でやったのかという質問に対しては、当時の資料を見ると、東京の原宿はアーケードがなくても人のにぎわいはある、だからなくても大丈夫だと先導する人が言ったようである。東京と比べてどうかという考え方もあるが、函館市の場合は雪が深刻な問題だろうから地域性をしっかり考えなければいけないと思う。宮崎は晴天も多いが雨も結構降るので、アーケードは集客とまではいかないが、人を集める一つの誘導になっていることは間違いない。

化粧直しは各自でやっているという話であった。

また、総括的にこれらの事業によって一定程度効果があったという受けとめなのか、思ったほどはという受けとめなのか、確認させてほしいという質問に対しては、アートセンターという文化拠点が開発でき予想を上回る利用があり、そこに集まる人が結構いたと思う。駅前のビルも20年近く前からあった話がようやくこの計画の中で前に進んだということもあって、この認定計画によって合併特例債等いろいろなお金を投入したことによって前進してきたとは思っている。

その効果がどうかとなるといろいろな要素が絡み合い、あまり活性化していないのではないかと厳しい見方をおっしゃる方もいるが、もしかしたらこれらの取り組みがなければもっと落ち込んでいたかもしれないわけで一定の歯どめ効果は少なくともあったのではないかと行政側としては理解しているということである。

さらにインフラ、まちをきれいにするというのとまちのにぎわいというのは直接的には結びつかないというような説明が聞こえたが、その通りなのかという質問に対しては、そう思うと。まちに来る人は目的を持ってくるのが基本であり、用事がある人は来る。実際、魅力ある店にはお客はきている実態があるので、構造的なもの、美観とかとはやはり別だと思う。商店街の収益があまり上がらないと嘆く人はいるが、お客はそこまで来ているわけだから、これをどうまちへ導くかということがポイントだと思っており、そのためにはまちの中を知っていただく、知っていただく為に例えばイベントや街市をやってゆっくりまちを歩いていただくとか、今回の社会実験で座ってもらって、周りにどんな店があるか知っていただくとか、

そういうアピール、誘導策はおもしろいポイントになるかとうと。そういうことでは規制緩和と誘導だと言うと言っていた。その他に橋通り公園化構想というのもご説明いただいたが、今日は時間の関係で省略させていただく。

次に台東区にもお邪魔し、話を聞いてきた。台東区は面積が10キロ平方メートル程度の狭いところですが、商店街が106あるそうで、有名どころでは皆様ご承知のとおり上野のアメ横商店街や浅草の仲見世、観光客がたくさん訪れる商店街がある。その中でも私どもは伝法院通りというところに行ってきた。

全体的に見ると、商店街の状況は非常に厳しいと、上野、浅草一部の商店街はにぎわっているが、近隣型の商店街、小規模の商店街は非常に苦戦が続いているということで、そういった商店街をどうやって活性化していくのが、台東区の職員の使命という重要なテーマと思って仕事をしているということである。

伝法院通り江戸まちづくり景観整備事業についてだが、事業実施の背景としては、伝法院通りは古くから浅草寺の門前町であるが、有名な仲見世は雷門から歩いて浅草寺に行く道のりにあるので、人通りも非常に多いが、伝法院通りは脇道というか、メインストリートではないのでお客が通られるのが少ない現状であった。それがつくばエクスプレスという新たな鉄道が平成17年に開通し、駅が商店街の入り口付近にできることになり、浅草方面に誘導する通りとして伝法院通りを何とかしたいと地元から強い要望があって、修景事業、江戸の町並み風に町をきれいにしてお客にきてもらおうと景観整備事業を行ったとのことである。

事業概要についてだが、店舗正面の概観を江戸の町並み風にきれいにし、歩けば江戸のまちを歩いているような感覚にし、さらに看板を統一的に木目調の——木の材質っぽくしていた。またストリートファニチャー、直訳すれば街路備品であるが、例えば屋根の上に、白波五人男やねずみ小僧などが町の屋根に何点かあり、それを歩いて見てるだけで楽しいという感じにしていた。それで観光客があっちにもある、こっちにもあるというふう楽しんでいただけるような仕組みを持ったり、シャッターもきれいな絵を描いたりして統一的に諸々やらせていただいたということであった。

事業の効果については、特に土日を中心に、観光客が多数訪れ、町並み自体をカメラでとる観光客は非常にふえ、ただの通路ではなく、まちを見に来ていると、まちをみるということは当然先ほども申しあげたが速度がゆっくりになるので、いろいろな店舗が目に入り、面白い店舗があると買い物をしてみようかと、そういうことで来る人も増え、売り上げも昔に比

べてかなりあがっているという話を商店街の方から聞いているとのことである。

今後の課題と問題は、観光客もたくさん訪れ、空き店舗も無い状況で商店街としては、非常に活性化が進んでいるとは思いますが、この状況を維持していくことは非常に力のいることで、少しでも汚れると観光客は離れていってしまうし、何かしらの違う工夫をしなければ飽きられてしまうと考えており、景観を維持していくプラス新しい何か付加価値をいかにしてつくっていくかが今後の課題であると言っていた。

それで私どもからの質問で、東京のこの辺は衰退なんてありえないというイメージできたが、江戸の町並みを再現し、観光客が増えたという話をされていた。観光客が、まちを見に来た中で、ついでに買い物をされるというコンセプトだが、繁栄している店と繁栄していない店があると、おそらく観光客を中心とした店だと思うが、その違いは何かということを知ったところ、繁盛しているのは飲食店や簡単なお土産店が繁盛していると。観光地だけあって身の回り品を扱っている店はそんなに多くはなく、飲食店がもうかっているようだとのことであった。またスカイツリーが近くにあり――台東区ではなく、墨田区に設置されているが、近いおかげで浅草にも実際観光客が増えているが、買い物はスカイツリーの1階部分に東京の土産が全部買えるような商業施設があるので、そこで買って、浅草に来る方が結構多いとのことで、浅草ではあまり買い物はせずに、浅草寺でお参りをして、お昼どきに浅草で何かを食べて、どっかにいってしまうというパターンが多いようなので、何とかスカイツリーで来たお客さんを浅草寺付近で何とかしたいというような考え方はもっているようである。

また、函館駅前通りのアーケードを撤去しようとする計画があるが、オレンジ通り商店街や、国際通り商店街はアーケードを撤去したと説明があったが、撤去したあとどんなふうに変えていっているのか、活性化に向けて努力しているかを教えていただきたいと申し上げたところ、アーケードは単なる雨よけではなく商店街のシンボリックなものであり、アーケードを取ると普通の道路になり寂しい感じがするというのは商店街の課題である。商店街も工夫して一つはカラー舗装という形で、統一的に歩道をきれいにする、あとはモニュメントをつけるという形で、商店街であることをアピールしているということであった。

アーケードについては、邪魔だけど撤去できなくて困っているというのも結構あり、メンテナンスにも結構かかり、今どこの商店街も老朽化して大変だということで、新しくつけるというよりは撤去してどうしようかというほうに商店街もシフトしているとのことで、相談を受けたときは、カ

ラー舗装やアーチをつけて商店街だよというアピールをするように薦めていると。オレンジ通りもカラー舗装をしており、商店街だなという感じがしているとの説明を受けた。

私ども経済建設常任委員会では、これらの経験をもと、再度中で議論しながら、一定の方向性を考えて、取り組んでいきたいなというふうに思う。中間報告にもならないような形で報告させてもらったが、現在の経済建設常任委員会の状況を説明させていただいた。

### (3) 民生常任委員会

#### 民生常任委員長（日角 邦夫）

- 民生常任委員会は、所管でいうと市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、戸井・恵山・楳法華・南茅部の東部地区の市民福祉課、それと病院局ということで、より市民の皆さんの近いところの問題を取り上げているところである。

現在行っている所管事務調査は、まず一つには産後ケア事業について、それと障がい者に対する肺炎球菌ワクチン接種のあり方について、3つ目として、婚姻歴のない母子家庭の母を税法上の寡婦とみなし寡婦控除を適用することについて、この3つを継続調査事件として取り扱っている。

産後ケア事業については最後のほうにご報告申し上げることとし、先に2番目の障がい者に対する肺炎球菌ワクチン接種のあり方についてだが、その目的は、肺炎球菌ワクチン接種費用の公費助成を求める陳情というものがあって、それを踏まえて事務・事案について調査を行い、一定の考えを取りまとめたいと考えている。

状況であるが、他都市の取り組みの状況などについて調査し、本市における現状、課題の分析を行った上で、委員会の調査結果として取りまとめたいと考えている。今段階で具体的な議論にはなっていない。

それから婚姻歴のない母子家庭の母を税法上の「寡婦」とみなし、寡婦控除を適用することについてだが、これについても、陳情が提出され、それを踏まえて記載の事務・事案についての調査を行い、一定の考えを取りまとめたいと考えている。市での事例や他都市の取り組み状況などについて調査し、本市における現状課題等の分析を行った上で、保育料の算定時に寡婦控除を適用することについて委員会の調査結果を取りまとめたいと考えている。

それでは、1番目の産後ケア事業についてご報告申し上げます。産後ケア事業についてだが、函館市では乳児家庭全戸訪問等を行う中で、育児不安

の解消や児童虐待が疑われる乳幼児の早期発見——予防に努めているが、助産院などにおいて救護等を行ういわゆる産後ケア事業については行っていないというのが現状である。

産後ケアの重要性が今いろいろ言われているが、少子高齢化、核家族化、それから初産の高齢化など産後に周囲から支援を受けることが難しく育児負担や育児不安をかかえる母親が増加しているということである。退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安などは第2子以降の出生行動に影響を与えるとも言われており、また、厚生労働省のデータでは、児童虐待は生後3ヶ月までの乳幼児までの子どもが多く含まれているというようなデータもある。

その背景にあるのは、母親が妊娠期から1人で悩みをかかえたり、産前・産後の心身の不調や家庭環境にも問題があるというようなことも指摘されている。このため産後や産後の親子構築のためにも母親の身体的心理的負担の軽減がより大切だということも言われている。この産後ケア事業の概要だが、出産後の体の回復や育児に不安のある産婦、身近に家事や育児などを援助する方がおらず、産後の経過に応じた休養や栄養管理など、日常生活面について保健指導を必要としている産婦に対し、母子ショートステイやデイケアを実施し、助産師ほか専門スタッフが付き添って心身の回復をサポートしたり、授乳指導や育児相談などを行うということである。今の施設だがおおよそ利用できる期間としては、原則として最大7日間、利用料の一部を自治体が負担しているということである。出産後およそ3日程度で退院するが、体へのダメージ、育児の不安を抱えながらも、退院を余儀なくされると。そういうお母さんたちのサポートをする事業だということである。

現在函館市ではそういう施設はないが、こんにちは赤ちゃん事業として、乳児家庭全戸訪問事業や母子支援連絡システム事業、産後うつ育児家庭訪問事業、それから養育支援訪問事業、ママのためのリフレッシュ講座というものを取り扱っているが、施設を利用しての産後ケア事業ということはやっていないということである。

先ほども述べたが児童虐待が、産後3カ月までの期間に集中しているということでもあり、産後のお母さん方の心身の不安を少しでも取り除き、本来母親が持つ母性本能を取り戻し、そして安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整理そのものが現在問われているのではないかと考える。

政府も先月、少子化危機突破のための緊急対策ということで、産後ケアセンターの整備方針を打ち出している。厚生労働省も2014年に全国の自治体でモデル事業を進めたいと言っている。今後必要性がますます高くなっ

てくるものだと考える。

民生常任委員会としても、子育て不安解消に向けた相談支援体制の充実の観点から、この事業について調査をしていくということを決めたところである。

具体的な調査ということで、11月の7日、8日行政視察ということで、高松市はぼっこ助産院、さらには東京世田谷区の産後ケアセンター桜新町を視察してきた。最初の高松市だがおよそ人口が42万人、18万世帯、転勤族が多いと言われている。高松市の特殊出生率は1.47と全国平均が1.39から少し高い。

高松市が行っている産後ケア事業は2箇所、ぼっこ助産院と松本助産院というところがあるが、今回ぼっこ助産院というところを視察にいった。

今スライドに映っている（資料1頁）のがそうである。一般の家庭を少し大きくしたような中身になっている。ぼっこ助産院は、平成18年に助産院として開設し、平成19年に産後ケア事業ということを導入した。部屋の数5部屋、あと職員の構成であるが、助産師、看護師それから保育師で構成されている。当初18年度は、利用者4名だったが、24年には27名、それから今年は6月までで既に11名ということで、増加傾向にあるということである。

ここの産後ケア事業は、高齢者のデイサービス、定員15名だが、それも行って、出産も取り扱うということである。出産から育児、そして高齢者のデイケアということも取り組んでいると、世代間交流ができる場所である。これらも香川大学との連携があって、異常時に、さらには緊急時にはすぐに搬送され、受け入れ体制も十分になっているということで、出産一分娩の取り扱いもできるとなっている。利用者費用は2万円ということであり半分は市が負担し、個人負担は1万ということになっている。7日間までの入所が可能で、伸ばす場合はまた申請をしていただくということで、育児・母乳相談、それから妊婦の身体のケア、さまざまなものをやっている。部屋の中は、今これ説明されている方（資料2頁）が、副理事長の眞鍋さん、いろいろ説明をいただきまして、見ての通り保育園というか、1階はそういうイメージで捉えていいと思う。あとはそこに診察する場があったり、食事する場があったりということで、2階には各部屋があって（資料3頁）、部屋での分娩もできるということで、この場合、ほとんどが和室でそこにお母さんと生まれたお子さん、さらには家族、お兄さん、お姉さんも休めるような状況になっているということである。お産の割合であるが、出産し、そのまま産後ケアもしていただくという方が

およそ半分くらいいるということである。そのことを通じて、初産をきちんとして、2人目、3人目を頑張っていたかどうかということも言っておられた。

そのほか赤ちゃんにかかわって妊婦さんのさまざまな悩み、精神的な悩み、嫁としての悩み、姑との関係の悩み、さまざまな問題があるが、そういうことなんかも聞いて、お母さんの気持ちを少しでも安らげるような状況を作っているということである。

事例はいっぱいあるが、赤ちゃんが泣き、声も聞きたくないと、自分自体がうつ状態、さらには自殺も考えるというんですか、けれども体は出産したばかりですから乳がはってくるということで、そういうお母さんも10日間利用し、帰るときには子どもを抱っこして、にこやかに帰ってもらっているということである。

それから小豆島からきた女将さんって言うたが、家業が忙しく、家ではひとりだけ休んでいるわけにはいかないとのことで1ヶ月そこをご利用されたということである。

それから学生の夫婦もいるということで、そういう方なんかもご利用なさっていると。それは親がお金を出し、およそ1ヶ月くらい、そこでケアを受けていたという方もいたということである。とにかくお母さんが安心して、リフレッシュさせるというか、そういうような取り組みがされると。やっぱりバックにあるのは、医療というか、異常時、緊急時は香川大学病院がきちんと対応していただけるというようになっているということである。

次に、翌日、世田谷区産後ケアセンターに視察に行ってきた。

これが（資料4頁）その建物で3階になっている。2階と3階が各部屋となっている。世田谷ということでは、近年、土地、マンションが結構安くなってきており、世田谷そのものが世界ブランドと言われており、人口増になっている。今現在86万人で世帯数が45万である。19歳までの若年出産が意外と低く、35歳以上の高齢出産が多い。合計特殊出生率が0.99%と言われてた。

それと待機児童ワーストワンということで、結構マスコミをにぎわしたところである。一方で、児童虐待が比較的多いという区、都市と言われており、世田谷区の重点課題の一つである「虐待のないまち世田谷区」を目指して、虐待の2次予防施策の一つとして今回、武蔵野大学と世田谷区の共同事業として、平成20年に世田谷区産後ケアセンターを開設したそうである。

世田谷区と武蔵野大学が共同で、産後4ヶ月未満の母子を対象とした育

児支援ということで、世田谷区民であれば母子のショートステイが9万4,000円だが、その9割を区が負担するということで1泊6,400円と、それから日帰りの親子のデイケア、これも9割を区が負担して個人負担が3,200円というような状況になっている。部屋数は全部で14部屋あるが、大学との共同事業ということもあり、6割が大学が所有し、8部屋が世田谷区が所有している。

連日満室状態で、私たちが視察いったときは1室だけ空いていて中を見せていただいたが、その日の夕方には入居予定と言われていた。これはいろいろ説明を受けているところである。こういうところもある。それから中もやはり診察や食事するところ、談話するところ、子どもを遊ばせるところ、いろいろある。次お願いします。(資料7頁) 部屋は先ほどのぼっこ助産院と同じように和室。ここは洋室も何室かあるが、だいたいはこのような形で、ここは部屋の中にシャワールーム、冷蔵庫、家族の皆さんがきて泊まれるような状況にもなっているということである。ここでは、助産師、保育師、それから臨床心理師がいる。そのほかに、専門のスタッフがいて、ピラティス隔週講座やエステだとか、自主事業として有料で行っているということである。ここは出産は取り扱わない。あくまでも産後のお母さんや子どものケアということである。

今現在6年たっているが、平成20年で300人、23年では730人、先ほども申し上げたが、現在ではほとんど満床満杯なところだということである。

言われてたのが、赤ちゃんの命を守ること、その手段としてお母さんをきちっと守っていくんだと、それがめぐりめぐって子どもを助けることなんだとおっしゃっていた。また高齢出産が多いということで、多くのトラブルというか、そういうことも報告されており、高齢出産は、母体のダメージが大きいと、ホルモンバランスが悪くなり、病気にかかりやすいとかそういう状況になると。そういうお母さんの体を休めること、暖めることが大事だと言われていた。今は出産しても5日くらいで退院されると、でも昔は二、三ヶ月の療養というのがあったが、今はそうではないと。そういう状況も含めて取り組んでいるということで、食事をお母さんたちでやることによって、情報交換の場もあるし、そこで頑張ろうという思いにもなってくるということである。

事例を何件か言うと、お母さんが38歳、お父さんが46歳と、産後6日目にここを利用しにきて、直接の授乳はなかなかできななかったが、それができるようになっていくと。母が39歳、父が37歳で切迫早産、出産から10日目より利用、赤ちゃんが心配で夜泣くと一睡もできない、これでお乳の量はいいんだろうかとか不眠状態が続いていたそうであるが、そういうお

母さんでも退所されるときには子どもを慈しむような形で退院されるということである。そのほか母が44歳、父が45歳、結構な高齢になると思うが、実家にはいるが、介護者がいて母はその面倒を見ていると、実家からはなかなか協力は得れないという方も利用されている。母34歳、父35歳、この方は37週出産ということで、子どもが泣くと全然心配で寝れないと。そのことをインターネットで調べていろいろ自分でも解決しようとするが、余計不安が増長してしまうと。ここにきて直接人に触れることによって、ゆっくりお母さんになれるということである。そういう状況を報告されていた。いただいた資料の中に、これ週刊誌に載ったものであるが、女優さんの戸田 菜穂さんという方が雑誌の中でインタビューに答えているが、これを読むと一目瞭然というか、妊娠中は出産がゴールだと思っていたが、全然そうではなかったと。生んだ翌日から慣れない赤ちゃんとの生活にもうてんやわんやと。怖くて赤ちゃんの抱っこもできないということである。そういう戸田さんがここに来たなり、赤ちゃんを風呂に入れてくれ、今日はお母さんゆっくり足湯でもして休んでくださいと、その一言で泣きそうになったということである。私は男性ということで、なかなか女性、出産そのもののイメージはなかったが、今回の視察を通して改めてそういうことの大切さをわかった。

委員会として、そういう人たちの現状などをさらに深く調査し、地域における産後ケア事業について取りまとめていきたいということを申し上げ、私からの報告にかえたいと思う。

## ■市議会要望・要請活動について

### (ア) 北海道新幹線にかかわる要望・要請活動報告

#### 北海道新幹線新函館駅（仮称）開業に関する調査特別委員長 出村 勝彦

- 北海道新幹線にかかわる要望・要請活動については、まず報告事項の1、北海道新幹線新函館駅（仮称）開業に関する調査特別委員会について、特別委員会は平成24年9月に、8名の委員をもって設置されている。特別委員会設置以前も、所管の常任委員会において、江差線、五稜郭・木古内間における地域交通の確保、方策について等の北海道新幹線にかかわる諸課題について調査を行っていたが、北海道新幹線の開業は当市の発展にとって大変重要な事項であり、平成27年度の函館開業の際には、新駅から現駅を含む交通アクセスはもちろんのこと、観光振興、経済振興などさまざま

な分野での対策が必要であることから、それらを総括的に調査・研究することが、効率的、かつ効果的であるということで特別委員会が設置されたものである。

特別委員会としては、大きく4つの調査項目を掲げており、1つ目は、「新函館駅から現函館駅間のアクセス等」について、2つ目は、「広域観光を含む、開業に伴う観光振興」について、そして、3つ目は、「開業に伴う産業振興」について、最後の4つ目が「その他、前3項目以外の北海道新幹線に関する全て」でございまして、これらの項目についての、市側の取り組み状況の調査や、JR北海道を始めとする関係団体との意見交換を行うなど、調査・研究を行っているところである。

特別委員会のこれまでの主な調査の状況について報告をさせていただきます。

特別委員会では、昨年12月から本年2月にかけて、新幹線の運営主体であるJR北海道に2回、建設主体である鉄道・運輸機構に1回お伺いし、「新函館駅一現函館駅間のアクセス」や、「新函館駅」にかかわる項目などの調査を行った。これらの調査において確認した事項としては、JR北海道が進める電化工事については、五稜郭駅から新幹線新駅となる渡島大野駅間の14.5キロメートルを電化する計画であり、このことにより、新函館駅と現函館駅間の所用時間の短縮を図ることができるとのことである。また電化については北海道新幹線新函館開業に合わせ、平成27年度末の開業を予定しているとのことである。新幹線や新函館駅と現函館駅間のアクセス列車のダイヤ等については、現在基本的な新幹線の輸送体系について計画、調整段階であり、これが決まらなるとアクセス列車の輸送体系についても決定できないという状況にあるとのことである。

次に青函共用走行区間であるが、この区間は新幹線と在来線の貨物列車がレールの共用走行、すれ違いをする区間であり、青函トンネルを含め約82キロメートルあるが、この青函共用走行区間の安全性や高速性を確保するために、JR北海道では、新幹線タイプの貨物列車をつくり、在来線貨物列車をそのまま搭載して、高速輸送するシステム、いわゆるトレイン・オン・トレインの研究を進めているとのことである。なお、この青函共用走行区間については、新函館開業時には新幹線を時速140キロで走行させるが、国土交通省により、当面の方針として今後技術的な検証等を進め、平成30年の春に1日1往復の高速走行を目指していくことが示されているとのことである。

次に、新函館駅については新幹線と在来線との乗り継ぎで、ホーム対面乗車が可能な構造となっており、新幹線駅の昇降設備としては、両ホームにエレベーターとエスカレーターが設置されるとのことである。なお、駅

舎工事は新幹線開業の1年くらい前には駅の形が見えてくるというスケジュールになっているとのことである。以上の事項を確認し、それぞれ調査・意見交換を行ってきたところである。

続いて「北海道新幹線の開業に向け効果的な対応を求める決議」についてだが、本年3月に、特別委員会で協議、検討した決議案を本会議に提出し、全会一致により可決されたところである。決議の内容であるが、函館市議会として北海道新幹線の開業に至るこれまでの経過を十分に踏まるとともに新函館までの開業を全国に周知し、その効果を最大限に生かすことにより、函館市・道南圏はもとより、広く北海道において、観光をはじめ経済の振興を図るため、関係機関に対し3つの事項について強く求めるものとしている。

この3つの事項の具体的な内容は、1つ目は、「新函館（仮称）駅の名称は、「新函館駅」とすること」、2つ目は、「新函館（仮称）駅の在来線駅舎については、新幹線上下線とアクセス列車の乗り換えの利便性を考慮した整備とすること」、そして、3つ目として、「新函館（仮称）駅一現函館駅間に導入されるアクセス列車については、利用者の「利便性」・「快適性」が確保された車両とすること」である。

次に、報告事項の2、北海道新幹線にかかわる市議会要望・要請活動についてだが、「北海道新幹線の開業に向け効果的な対応を求める決議」を本会議で可決した後の本年3月に、函館市議会を代表して、正副議長と、特別委員会の正副委員長の4人で、JR北海道と北海道庁をそれぞれ訪れ、決議の趣旨をお伝えし、要請を行ったところである。

この要請に対して、JR北海道からは現在、開業のための諸準備を進めているといった話や、新駅の駅名は北海道とも情報を共有しながら自治体など地元の意見を十分踏まえて決めていきたいと考えているというお話、また、新幹線と在来線の乗り換えについては、同一平面上での乗り継ぎを基本に考えているということや、函館方面へのアクセス輸送は、五稜郭・渡島大野駅間を電化し、新製電車の導入をするとともに、列車ダイヤなどの輸送計画全般について、利便性や快適性の確保を図るような計画を取りまとめていきたいといったお話があった。

北海道からは、市議会の決議は、大変重いものがあるので、しっかりと受け止めたいといった話や、新駅の名称は、観光をはじめとした地域振興に、新幹線開業の効果をどれほど生み出すかということからも、できるだけ早く決定されるのが望ましく、その決定に向けてJR北海道と地元の皆さんの間で、共通の認識を持って進めていくことが、何よりも大事だと考えているといった話があったところである。

続いて平成25年7月には市と市議会によるJR北海道への合同要望活動に、正副委員長が参加し、「青函共用走行問題の早期解決および新函館・現函館駅間の鉄道アクセスの充実に関する要望書」をJR北海道に渡し、要望してきた。要望の具体的な内容は、北海道新幹線は、東北、北海道、首都圏との文化・経済的交流や新産業の創出など、さまざまな産業分野へ大きな波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものであり、平成27年度の開業に向け、市民の機運の高まりとともに、各般の取り組みも一層の進展を見せている一方で、諸対策を講じ、開業効果を最大限高めることが必要であるということや、青函共用走行区間においては、平成30年春から、1日1往復の新幹線の高速走行を目指すこととする当面の方針が示されたが、新幹線が持つ高速性を最大限に発揮するため、抜本的な早期解決について、また新函館駅の在来線駅舎の新幹線上下線と、アクセス列車の乗り換えの利便性を考慮した整備など、新幹線利用者の利便性や快適性を確保するため、新函館・現函館駅間の鉄道アクセスの充実について、特段のお力添えを賜るようにJR北海道に対しお願いをしてきたところである。

これに対して、JR北海道からは青函共用走行問題の早期解決については、新幹線と貨物列車の走行時間を区分することにより、平成30年の春に、まずは1日1本、1往復程度の高速走行の実現を目指すことで、現在、国土交通省において検討が進められているところであり、この検討が円滑に進むよう引き続き協力していきたいと考えているという話や、この青函共用走行問題の抜本的な対策に向けては、国、道への要請や国土交通省等への協力などにより、問題の早期解決が図られるよう引き続き取り組んでいきたいという話、新駅の在来線駅舎の新幹線上下線とアクセス列車の乗り換えの利便性を考慮した整備は、電化整備による電車の導入や、極力、同一平面上での乗り換えを目指すことで利便性を確保したいと考えている、新駅—現駅間における利用者の利便性や快適性が確保された車両の導入については、市街地と新幹線駅をスムーズに結びつけるため、所要時間の短縮や使いやすさを考慮した電車の導入を考えているといった話、また、新幹線からアクセス列車に乗り換えた際に、北海道らしさや函館らしさを感じてほしいとの要望もあることから、どのような工夫ができるか、現在、検討を進めているところであり、何らかの考え方がまとまった時点で、函館市や市議会とも意見交換をし打ち合わせを進めていければと思っているといった話があったところである。

最後に、現在の特別委員会の調査状況についてだが、特別委員会では現在、「開業に伴う観光振興」について、現状の市の取り組みの評価や、今後

の取り組みへの提言などの取りまとめに向け、調査を行っている状況である。以上で、報告を終わる。

## (イ) 大間原子力発電所にかかわる要望・要請活動報告

松宮 健治議員

- 市議会何をやってるのかという声もどこかから聞こえてきそうだが、議会として大事なことに、さまざまな意見書を国へ出すということがある。あるいは決議をさせてもらっている。

今までに3つの意見書と最後は決議をしているが、実は東日本大震災、今から2年前——平成23年度ですが、平成19年7月19日にはこのような意見書を出している。「大間原子力発電所の建設について慎重な対応を求める意見書」。本当は読みたいところだが割愛させていただく。その翌年の平成20年6月26日には、「大間原子力発電所建設にかかわる函館市民への安全性に関する説明を求める意見書」。その後、残念ながら3年後にあのような東日本大震災、原子力事故が起こってしまった。それを受け、原発事故が起こった平成23年7月20日に「原発依存からの脱却と大間原子力発電所建設の凍結を求める意見書」を採択している。そして昨年9月25日に「大間原子力発電所建設の無期限凍結を求める決議」を全会一致で採択している。

こういう中で市としては、市議会としては国に要請活動。市議会としての意思を確認してきた。

もう一つは、具体的に大間原子力発電所をなんとか凍結したいという思いがあり、市議会として超党派で議長、副議長を中心に自由民主党、公明党、民主党、日本共産党の各与野党のほうに要望を、要請活動を行ってきた。具体的なことは本当は話したいが、これもホームページに詳しく載っているのもので、そういう動きがあったということを理解いただきたいと思います。今年の2月である。

そして新聞報道にもあったかと思うが、平成25年6月30日から7月2日まで2泊3日にわたり、被災地の福島にいった。今回の視点は、工藤市長もおっしゃっていたが、原発が起こった自治体に対してとその周辺の自治体では、かなり違うということをも市民の皆さんにぜひ認識していただきたいと思っている。

今、大間原発と言うと大間町が原発立地自治体になる。それに対して函館は都道府県も違うが、周辺自治体という扱いになる。こうなると設置者である電源開発、あるいは認可している国も大間町に対する扱いと函館市

の扱いは180度違うだろうと、現実そういうことである。そういうことが実際問題、福島浪江町、それから南相馬市に行ってきて、はっきりと町長あるいは市長の口から発せられ、人ごとではないと思っている。

議長が議会に報告した報告文があるが、その一部を読ませていただきたいと思う。かなりはしょって恐縮だが、当事者の市長の声が一番私はすっきりするということで、結果的には、原発事故が起きたと、それはどこから情報を得たかという国からも東電からも一切来ていないと。どこを見たかというテレビからわかったと。テレビを見て避難指示を出したと。

普通考えられないが、国や東電から来るだろう当然のことがなされてなく、実際函館市の場合もし大間に原発ができて、同じような事故が起こった時には、当然国から、電源開発から来るのではないかと思いがちだが、それは一切ないだろうということである。

南相馬市長はこう言っている。我々にとって一番悲しかったのは、県や国から全く情報が届かない。我々は何をもとに判断しなければいけないのか。あの頃起こったことは困難だったということだけではなく、精神的によくここまで持ちこたえてきたなという思いでいっぱいであると。最後は助け合いということになると思うが、新潟県知事から南相馬市全員——南相馬市7万1,000人の人口である——、受け入れるという表明にどれほど安心感があつたかということであった。さらに杉並区や取手市など友好都市を結んでいる自治体からの危険な中での支援、バスの提供をしていただき本当に感謝をしているという話であった。

もう1つ、浪江町のほうにも触れたいと思うが、こちらのほうが深刻である。浪江町はほとんど今住めない状況である。3つに分かれているが、結論から言うと「そこでは住んではいけない」状態になっており、浪江町の町民は福島県内、全国に散らばっていると。こういう中で、どう浪江町という自治体が、立地しているのかということで、役場も隣の二本松市の中に仮庁舎を置いていて、そこで話をうかがってきた。

同じようなことを言っているが、浪江町長さんも残念なのは、国や県、事業者——この場合東電ですけども——連絡は一切なく、原子力災害対策に掲げる原子力防災管理者通報義務や原子力緊急事態宣言、広域的な避難経路が全く生かされなかった。ほとんど情報が入らない中、テレビを見ながら町が判断し行動したと。これが実態だと改めて私どもわかったところである。

最後に子どもの話をしたいと思う。やはり市長も、町長も子どものことを非常に話されていた。南相馬市では、小学生が市内の在籍60%で、浪江町では小中学生が699校に転校していると。これはもう学校として成り立た

ない。子どもたちがばらばらな状況になっているということで、でも子どもたちは自分たちの南相馬、浪江に対する想いというのが、すごく強いということがわかり、子どもたちのためにも私たちも頑張りたいという話であった。

それで最後に映像を。これ（資料1頁）は向かって右側が南相馬市側で、左側が工藤市長と私ども議員団である。南相馬市真ん中の方が市長である。次（資料2頁）、議長がごあいさつしている。次（資料3頁）も議員である。次（資料4頁）もそう。次（資料5頁）これを見ると分かると思うが、周りは草だが、かなりがれきがある。これは南相馬市の小高地区を視察した時で、原発から10キロくらいしか離れていない。処理できずに野ざらしのままである。なぜかという除染ができないので処理ができないということである。

次（資料6頁）コンクリートのブロックが散乱しているが、これは橋が壊れたところで、これも結局片付けることができないと。こういう状態が延々と続いている。次（資料7頁）これも何かしつかりしてそうだが、よく見ると一階がほとんど筒抜けになっている。津波が襲ってきたもので、これも手がつけられないと。結局除染できないから野ざらし状態である。こういうのが延々と続いている。

次（資料8頁）これは遠くから見るとグラウンドみたいなところにコンクリートのべろっとしたのがあるように思うが、四角いがれきは道路の舗装部分で、グラウンドに見えるところは田んぼである。海岸近くであるが、津波が襲ってきて道路の舗装がはがれ、田んぼの中に入っている。これも手がつけられない状態である。次（資料9頁）、白く見えるのは実はがれきを覆っているところで、将来ここのがれきを集めて、処分場になるのかなと私ども推測したが、こういうところが延々と広がっていた。次（資料10頁）ここもがれきのそばを通ったが野ざらし状態である。次（資料11頁）もそうである。ずっと続いている。やはり南相馬でも何とかしたいけど手がつけられないということである。次（資料12頁）もほとんど手がついていないという状態である。次（資料13頁）私も鉄道好きだが、よく見ると線路の脇に草が生えている。復旧は全くされておらず、鉄道はまだ走っていないということある。原ノ町というところで降りたが、駅が機能していなかった。次（資料14頁）行く先々で市長は、マスコミから、さまざまな質問を受け、たぶんリアルタイムでニュースや新聞で報道になったと思う。次（資料15頁）も同じである。次（資料16頁）これは浪江町のところで、次も（資料17頁）議長があいさつされている。次（資料18頁）浪江町役場とあり、下に二本松事務所と、つまり二本松市の中に浪江町の役場が引っ

越して、4度目とのことであるが、引っ越してやっているということである。

最後ちょっとまとめをしたいと思うが、百聞は一見にしかずで、実際行ってみると、函館も実は周辺自治体でいざ何か起こった時に、国はたぶん何もやらないんだろうと、北海道もたぶん何もやらないんだろうと、ましてや電源開発はやらないんだろうと。そうなったときに市長のもとで議会は何ができるのか、常に反問しながらの3日間であった。子どもたちの未来のことを考えると、私どもの決議、大間に原発を建設させてはいけないという思いを、行った議員は同じく感じたと思うし、多くの市民の声だろうと思う。議会の中でも毎回質問が出るが、しっかり今回のことを報告会をもとに市民の皆様にさまざま報告をしていきたいと思っている。

(質疑・応答 別記)